



# 宮前区区制40周年記念事業 ～つなぐれ、ミライのまちへ～

## 協賛事業を募集します！

区制40周年記念  
の名義使えます！

宮前兄妹の  
キャラクター  
使えます！

区のHPなどに  
掲載します！

わたしたちと一緒に  
宮前区の40周年を  
盛り上げてください！



**区制40周年をPRしてくれる市民、団体、事業者を募集中！**

昭和57年(1982年)7月1日、高津区からの分区により誕生した宮前区は、令和4年(2022年)に区制40周年を迎えます。この記念すべき節目の年を迎えるに当たり、区民が主体となってこれを祝い、区民としての誇りや一体感の醸成を図ることなどを目的に、区内に活動の拠点を置く市民、団体、事業者が主催する事業で、多くの区民が参加でき、区制40周年記念事業のテーマ「つなぐれ、ミライのまちへ」に沿った事業を「宮前区区制40周年記念協賛事業」として募集します。

## ■ 対象事業

令和4年1月から令和5年3月末までの期間内に宮前区内に活動の拠点を置く市民、団体、事業者が、広く区民を対象に主催する事業で、「つながれ、ミライのまちへ」のテーマに沿って、区制40周年を広くPRできる事業。

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象事業から除外します。

- (1) 特定の個人を対象とするもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 特定の政治、宗教、思想等の活動を目的とするもの
- (4) 区の名譽を傷つけ、または信用を失墜するもの
- (5) その他実行委員会が不適当と認めたもの

## ■ 支援内容

協賛事業に承認されると次の支援を受けることができます。

- (1) 「宮前区区制40周年記念協賛事業」の名義使用
- (2) キャラクター「宮前兄妹（40周年Tシャツ着用版）」の使用
- (3) 区の広報媒体で事業のPRを実施

※協賛に対する補助金・助成金等の経済的支援は行いません。

<キャラクター>



## ■ 申請方法

令和4年1月4日（火）から令和5年2月28日（火）までの期間内に「宮前区区制40周年記念協賛事業承認申請書」に必要な書類等を添えてメール、FAX、郵送、持参などにて提出してください。

なお、市政だより（区版）への掲載を希望する場合は実施の3か月前までに申請してください。ただし、紙面の都合上、掲載できない場合があります。

## ■ その他

### ● 承認及び承認の取消し

事業の内容を審査し、申請者に結果を通知します。また、承認した事業が対象事業の条件に反することや、申請の内容に虚偽があることが判明した場合は、承認を取り消すことがあります。

なお、承認後に申請事業を変更・中止する場合は、速やかに御連絡ください。

### ● 実施報告

協賛事業が完了したときは、「宮前区区制40周年記念協賛事業実施報告書」に実施内容に関する資料などを添えて、事業完了後30日以内に報告してください。

### ■ 申請・問い合わせ先

〒216-8570

川崎市宮前区宮前平2-20-5

宮前区区制40周年記念式典等実行委員会

協賛事業担当 宮前区役所まちづくり推進部地域振興課

電話：044-856-3135 FAX：044-856-3280

メールアドレス：69tisin@city.kawasaki.jp

宮前区 区制40周年プロジェクト



申請書は宮前区ホームページから入手できます。